

## 大屋学園奨学金規定

### 第1条（目的）

向学心に富みながら、経済的理由により学資支払い困難な者に対し、授業料の一定額を貸付け修学を支援し、高齢社会の求める心豊かな介護福祉士の養成に寄与することを目的とする。

### 第2条（条件）

第1条の目的における事由により学資金貸付が妥当と認められる場合  
但し成績評価おおむね 3.5 を基準とし当該高等学校長の推薦要する。

### 第3条（貸付金額）

入学時（4月）より24ヶ月間、月額 25,000円を限度に貸付る。

### 第4条（貸付利息）

無利息とする。

### 第5条（貸付手続き）

貸付を受けようとする者は、下記に示す関係書類の提出を必要とする。

- 1, 奨学金申込書
- 2, 当該高等学校の推薦書
- 3, 成績証明書
- 4, 保証書（貸付承認後提出）
- 5, 誓約書（ " " ）

### 第6条（保証人の責務）

被貸付者の身元を保証し、本人に返還義務が生じ、その義務を履行することが不能となったときは本人に替わりその責を履行する。

### 第7条（貸付の取消、停止）

貸付を受ける者が次の各号に該当するときは、貸付の実行を取消又は停止することがある。

- 1, 心身の故障で修学の見込みがなくなったとき
- 2, 成績が著しく不良で、修学の見込みがないとき
- 3, 本人が辞退を申し出たとき
- 4, 本人が死亡したとき

- 2 貸付金の停止を受けた者は、その事由が生じた日から起算して3ヶ月以内に指定する期日までに貸付を受けた金額を一括返還しなければならない。

第8条 (貸付金の返還)

この貸付金の償還は、学校卒業(3月)後6月より30ヶ月で完済する。

第9条 (貸付金返済の免除)

大屋学園奨学金制度に賛同し、本学の審査に合格した医療・福祉関連法人に就職し3年間就労した場合全額返済を免除される。

「付則」この規定は平成20年4月1日より施行する。

学校法人 大屋学園